

年金概論

年金概論においては、公的年金のうちこれから学習することとなる国民年金及び厚生年金保険について、個々の科目に入っていく前段階として知っておくとよい大まかな仕組み等をみていく。

1. 公的年金制度の仕組み

公的年金制度は、自分や家族の加齢（老齢）、障害、死亡など（保険事故の発生）による稼得能力の低下、所得の喪失及び減少等のリスクに社会全体で備えるための仕組みであり、原則としてあらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる社会保険である。また、現役世代が支払った保険料を仕送りのように高齢者などの年金給付に充てるという「世代と世代の支え合い」という考え方（「賦課方式」という。）を基本とした財政方式で運営されている。

公的年金制度は、後述する国民皆年金体制をとっており、一定の要件に該当する者は、本人の意思にかかわらず、法律によって強制的に加入を義務付けている。

2. 公的年金制度の変遷

(1) 旧法の年金

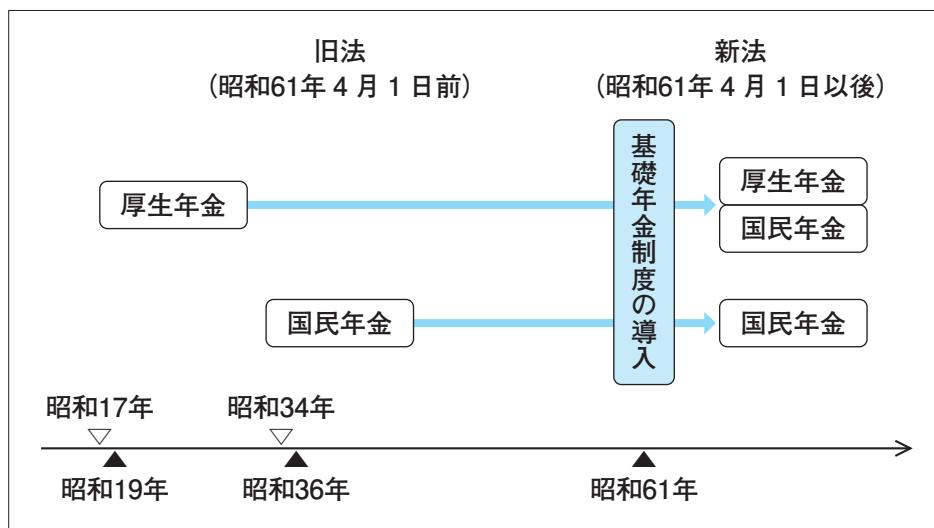
わが国の公的年金制度の歴史は、国民年金法よりも厚生年金保険法の方が古く、労働者年金保険法が制定された昭和16年（昭和17年施行）までさかのぼる。このときは、まだ厚生年金保険法という名称ではなく、また、その対象者は、工場等で働く男性労働者に限られていたが、昭和19年には、女性労働者や一般職員も対象とする被用者年金制度とされ、その名称も厚生年金保険法に改められた。

一方、国民年金法は、被用者年金制度の対象とならない自営業者等を対象として、昭和34年に無拠出制の福祉年金として施行され、さらに昭和36年4月からは、保険料を納めることを要す

る拠出制の年金制度となり、これにより、わが国の「国民皆年金体制」が整った。

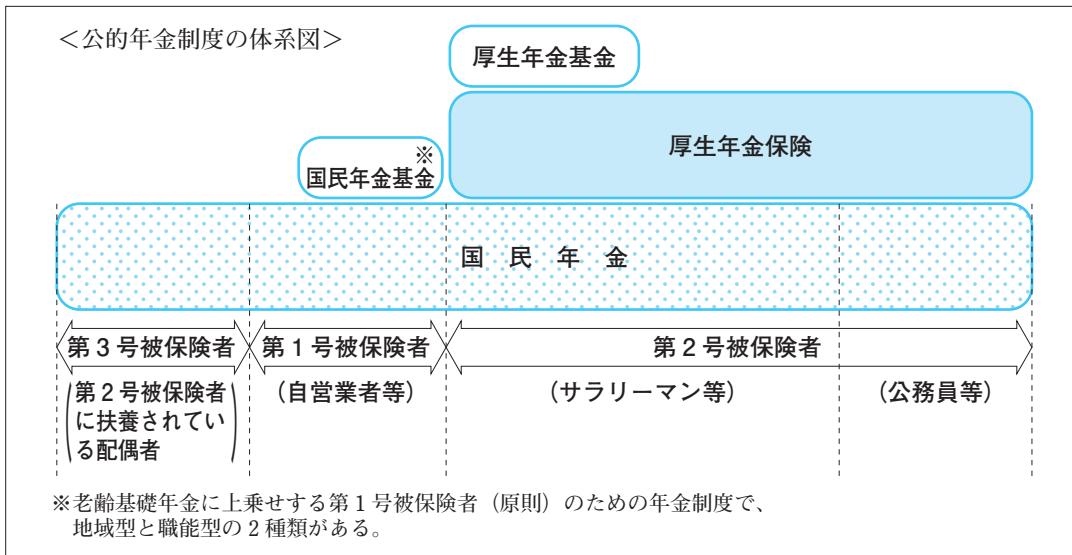
(2) 新法の年金

国民皆年金が実現したものの、厚生年金保険の加入対象は会社員、国民年金の加入対象は自営業者等というように分けられた制度体系のままでは、加入している制度により年金給付や保険料負担に不公平が生じるおそれがあった。そのためにとられた措置が、昭和60年の年金大改正である。この改正により、昭和61年4月からすべての国民が国民年金の対象とされた。厚生年金保険の被保険者は同時に国民年金の被保険者であることとされ、その配偶者（例：サラリーマンの妻）も旧法時代は任意加入であったが、新法では強制加入となり国民年金の被保険者とすることになった。



(3) 基礎年金と上乗せ年金（2階建て年金）

上記(2)の昭和60年の法改正により、国民年金制度は、すべての国民に共通する基礎年金を支給する制度とされ、また、厚生年金保険制度は、基礎年金に上乗せして支給する報酬比例年金（上乗せ年金）として再編成された。これにより、労働者を対象とした年金は、いわゆる2階建ての年金制度となった。



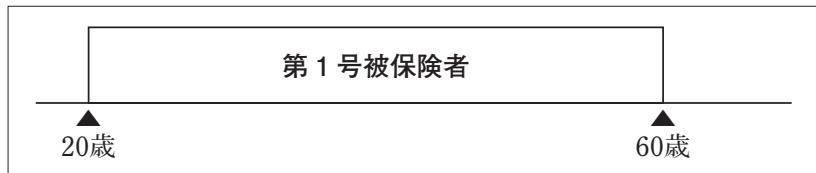
3. 被保険者

基礎年金である国民年金には、日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者についてはすべて加入が義務付けられている。また、上乗せ年金である厚生年金保険については会社勤め等している一定の要件に該当する者に加入が義務付けられている。ここでは、次の(1)～(3)に掲げる国民年金の被保険者の種別と厚生年金保険の被保険者との関係について述べる。

(1) 第1号被保険者

20歳以上60歳未満の自営業者や学生などが該当する。

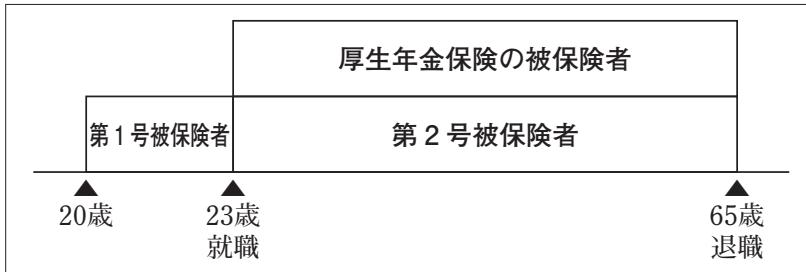
(例) 20歳から60歳まで自営業をしていた場合



(2) 第2号被保険者

会社勤め等をしていて厚生年金保険に加入している者が該当する（つまり、厚生年金保険に加入している者は国民年金との二重加入となる。）。原則として年齢制限はない。

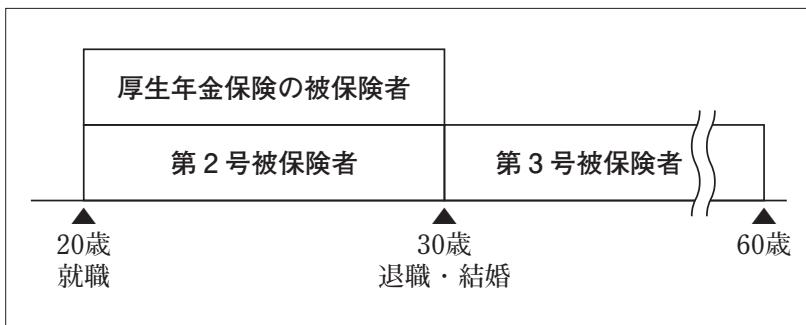
(例) 23歳から65歳まで会社勤めをしていた場合



(3) 第3号被保険者

第2号被保険者（厚生年金保険の被保険者）に扶養されている20歳以上60歳未満の一定収入以下の配偶者が該当する。

(例) 20歳から会社勤めをし、30歳で会社員と結婚して専業主婦となった場合



4. 年金の種類

年金とは、被保険者が働いている間に毎月保険料を支払い、年をとったとき、疾病や負傷により障害が残ってしまったとき、死亡したときに、被保険者や被保険者であった本人又は一定の遺族に対して支給され、その者たちのその後の生活を支えるものである。実際に次のような給付がある。

(1) 年をとったとき（老齢）

老齢となり、所得の喪失等によりその生活の安定が損なわれることを防止するために支給されるのが老齢基礎年金である。また、厚生年金保険の被保険者期間がある者については、老齢基礎年金に上乗せする形で老齢厚生年金が支給される。

- ① 国民年金のみ加入 ② 厚生年金保険に加入

老齢基礎年金

老齢厚生年金

老齢基礎年金

(2) 障害が残ってしまったとき (障害)

疾病や負傷により、心身に一定の基準以上の障害状態を残した場合に支給されるのが障害基礎年金である。また、厚生年金保険の被保険者である場合には、障害基礎年金に上乗せする形で障害厚生年金が支給される。

- ① 国民年金のみ加入 ② 厚生年金保険に加入

障害基礎年金

障害厚生年金

障害基礎年金

(3) 死亡したとき (遺族)

一家の生計の中心となっていた者が死亡した場合に、その死亡した者によって生計を維持していた配偶者又は子の生活の安定を図るために、その配偶者又は子に支給されるのが遺族基礎年金である。また、厚生年金保険の被保険者や長期に加入していた者等の死亡においては、遺族基礎年金に上乗せする形で遺族厚生年金が支給される。

- ① 国民年金のみ加入 ② 厚生年金保険に加入

遺族基礎年金

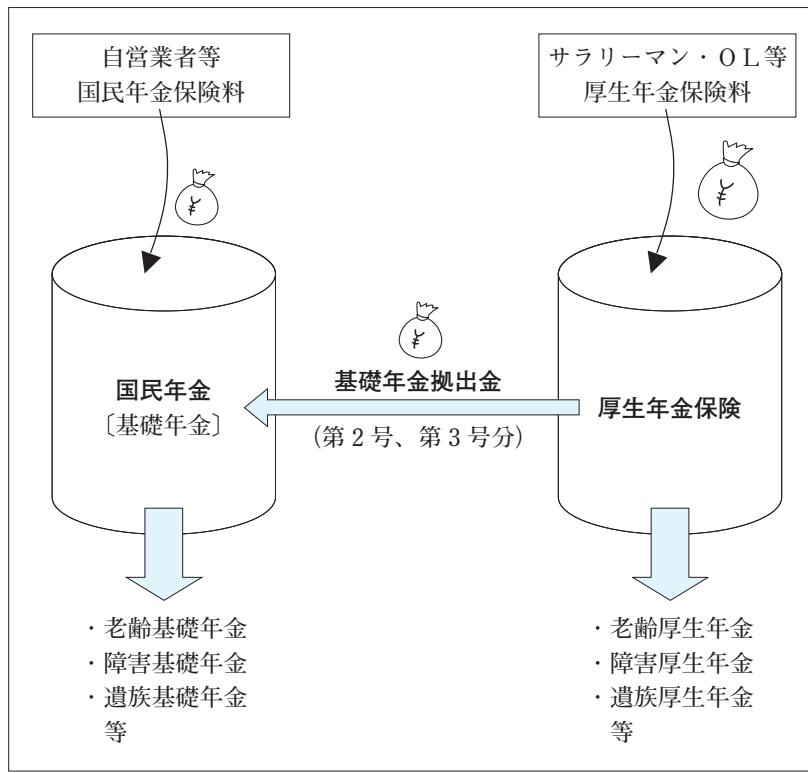
遺族厚生年金

遺族基礎年金

5. 保険料

国民年金の保険料は、第1号被保険者については各自が個別に毎月定額の保険料を納付しなければならないが、第2号被保険者及び第3号被保険者については各自が個別に納付する必要はない。第2号被保険者について納付された厚生年金保険の保険料の一部を基礎年金拠出金として国民年金へ拠出し、第2号被保険者及び第3号被保険者についての国民年金の給付に充てる仕組みをとっている。

厚生年金保険の保険料は、定率制をとっており、例えば会社員であれば、厚生年金保険の被保険者の勤め先から支払われる給料や賞与を基に保険料の額を計算して、被保険者本人と勤め先の事業主が折半負担することになる。厚生年金保険の保険料額は、国民年金の保険料額に比べ高いが、これは上記の基礎年金拠出金についての負担分が含まれていること等によるものである。



以上のことをおき、これから国民年金及び厚生年金保険の詳細について学習していく。

第Ⅰ部 国民年金法

*Labor &
Social Security Attorney*

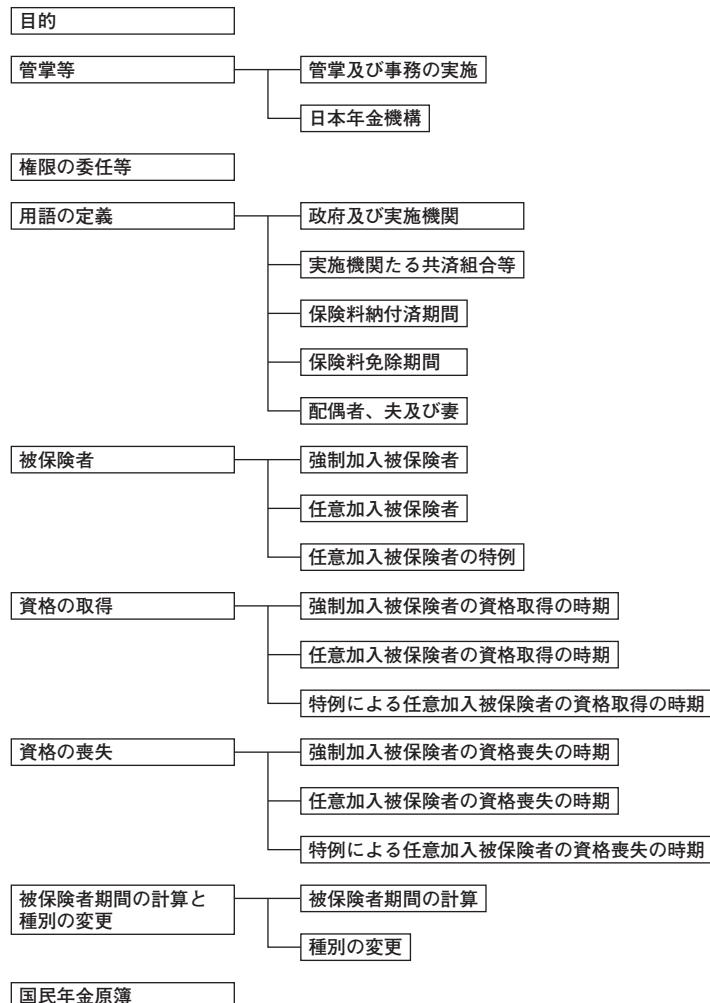
第Ⅰ部中の法令、略令一覧

- 法……………国民年金法
法附則……………国民年金法附則
(60)法附則……昭和60年改正国民年金法附則
(元)法附則……平成元年改正国民年金法附則
(6)法附則……平成6年改正国民年金法附則
(16)法附則……平成16年改正国民年金法附則
(23)法附則……平成23年改正国民年金法附則
(24)法附則……平成24年改正国民年金法附則
(25)法附則……平成25年改正国民年金法附則
令……………国民年金法施行令
改定率改定令…国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則……………国民年金法施行規則
厚年法……………厚生年金保険法
厚年令……………厚生年金保険法施行令
措置令……………国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
基金令……………国民年金基金令
労基法……………労働基準法

第1章

総則及び被保険者

学習内容



1 目的

法1条

「国民年金制度は、日本国憲法第25条第2項に規定する理念に基き、老齢、障害又は死亡によって国民生活の安定がそこなわれるなどを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。」

法2条

国民年金は、上記法第1条の目的を達成するため、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとする。

2 管掌等

1 管掌及び事務の実施

法3条1項

(1) 国民年金事業は、政府が、管掌する。

法3条2項

(2) 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合（以下「共済組合」という。）、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は日本私立学校振興・共済事業団（以下「共済組合等」という。）に行わせることができる。

法3条3項

(3) 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が行うこととすることができる。



令1条2項

例えば、任意加入被保険者の資格取得及び喪失の申出の受理並びにその申出に係る事実についての審査、第1号被保険者であった期間のみを有する者に支給される老齢基礎年金、寡婦年金、死亡一時金など一定の給付を受ける権利の裁定請求の受理及びその請求に係る事実についての審査など各種届出、申請等の受理、審査に関する事務を市町村長が担当している。

2 日本年金機構

日本年金機構（以下「機構」という。）は、従来の社会保険庁の廃止に伴い設立された非公務員型の公法人であり国民年金制度における厚生労働大臣の権限に係る一連の運営業務を行うこととされている。

3 権限の委任等

(1) 機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任

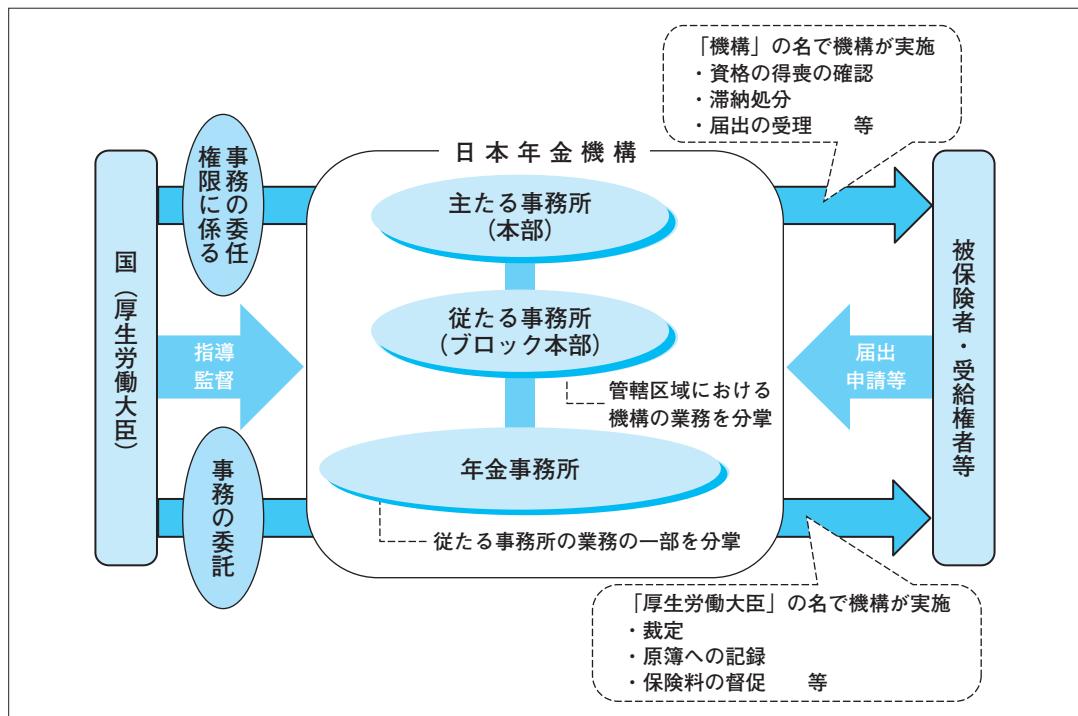
厚生労働大臣の権限に係る事務（前記2 1(2)、(3)により共済組合等、市町村長が行うこととされたものを除く。）については、その一部を機構に行わせるものとされている。

法109条の4, 1項

(2) 機構への事務の委託

厚生労働大臣は、国民年金制度における事務（前記2 1(2)、(3)により共済組合等、市町村長が行うこととされたものを除く。）については、その一部を機構に行わせるものとされている。

法109条の10, 1項



<地方厚生局長等への権限の委任>

(1) 地方厚生局長等への権限の委任

国民年金法に規定する厚生労働大臣の権限（次の(2)の権限等一部の権限を除く。）は、地方厚生局長に委任することができる。

法109条の9, 1項

また、これにより地方厚生局長に委任された権限は、地方厚生支局长に委任することができる。

法109条の9, 2項

法142条の2,1項

(2) 国民年金基金に係る権限の委任

厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を**地方厚生局長**に委任することができる。

法142条の2,2項

また、これにより、地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令の定めるところにより、**地方厚生支局長**に委任することができる。

4 用語の定義

1 政府及び実施機関

法5条8項

国民年金法において、「政府及び実施機関」とは、**厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等**をいう。

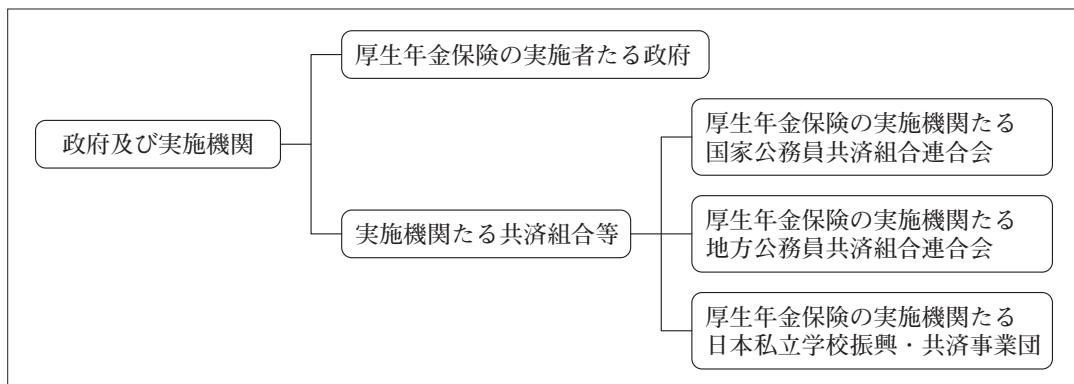
2 実施機関たる共済組合等

法5条9項

国民年金法において、「実施機関たる共済組合等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) **厚生年金保険の実施機関たる国家公務員共済組合連合会**
- (2) **厚生年金保険の実施機関たる地方公務員共済組合連合会**
- (3) **厚生年金保険の実施機関たる日本私立学校振興・共済事業団**

●——図表1－1 政府及び実施機関



3 保険料納付済期間

国民年金法において、「保険料納付済期間」とは、次の(1)～(4)の期間を合算した期間をいう。

(1) 第1号被保険者としての被保険者期間のうち保険料[※]を納付した期間

※ ① 法第96条（督促及び滞納処分^{*}）の規定により徴収された保険料を含む。

② 法第90条の2第1項～第3項（4分の3免除、半額免除、4分の1免除）の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につきその残余の額が納付又は徴収されたものを除く。

法5条1項

* 第2章7参照



例えば、第1号被保険者が、保険料4分の3免除期間について、免除される額以外の残りの額（4分の1の部分）の保険料を納付した期間は、保険料を納付した期間ではあるが、保険料納付済期間には含まれず、保険料4分の3免除期間とされる。

(2) 産前産後にある第1号被保険者の保険料免除に係る被保険者期間

(3) 第2号被保険者としての被保険者期間

(4) 第3号被保険者としての被保険者期間

4 保険料免除期間

国民年金法において、「保険料免除期間」とは、「保険料全額免除期間」、「保険料4分の3免除期間」、「保険料半額免除期間」及び「保険料4分の1免除期間」を合算した期間をいう。

(1) 保険料全額免除期間

第1号被保険者としての被保険者期間であって法第89条第1項（法定免除）、第90条第1項（全額免除）、第90条の3第1項（学生納付特例）、(16)法附則第19条第1項、2項及び(26)法附則第14条第1項（納付猶予）の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係るもの[※]を合算した期間をいう。

法5条2項

*「保険料の免除」は、第2章5で学習する

法5条3項

(16)法附則19条4項

(26)法附則14条3項

(2) 保険料 4 分の 3 免除期間

法 5 条 4 項

第 1 号被保険者としての被保険者期間であって法第 90 条の 2 第 1 項（4 分の 3 免除）の規定によりその 4 分の 3 の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた 4 分の 3 の額以外の 4 分の 1 の額につき納付されたものに限る。）に係るもの^{*}を合算した期間をいう。

(3) 保険料半額免除期間

法 5 条 5 項

第 1 号被保険者としての被保険者期間であって法第 90 条の 2 第 2 項（半額免除）の規定によりその半額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた半額以外の半額につき納付されたものに限る。）に係るもの^{*}を合算した期間をいう。

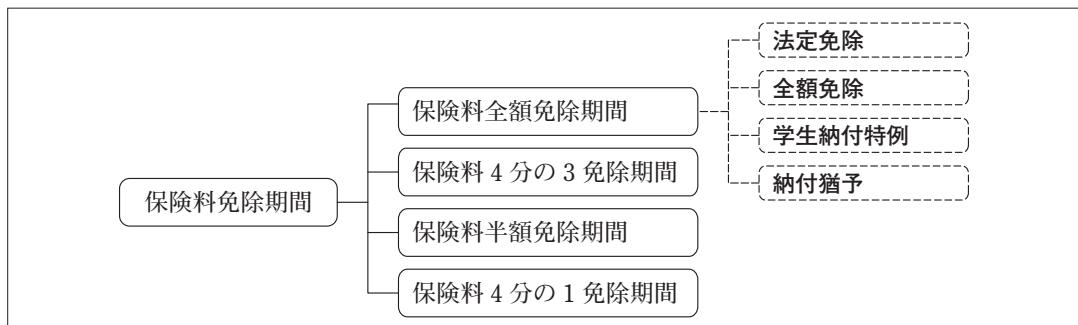
(4) 保険料 4 分の 1 免除期間

法 5 条 6 項

第 1 号被保険者としての被保険者期間であって法第 90 条の 2 第 3 項（4 分の 1 免除）の規定によりその 4 分の 1 の額につき納付することを要しないものとされた保険料（納付することを要しないものとされた 4 分の 1 の額以外の 4 分の 3 の額につき納付されたものに限る。）に係るもの^{*}を合算した期間をいう。

*「保険料の追納」は、第 2 章 6 で学習する
※(1)～(4)いずれも法第 94 条第 4 項（保険料の追納^{*}）の規定により納付されたものとみなされた保険料に係る期間を除く。

●—図表 1－2 保険料免除期間



5 配偶者、夫及び妻

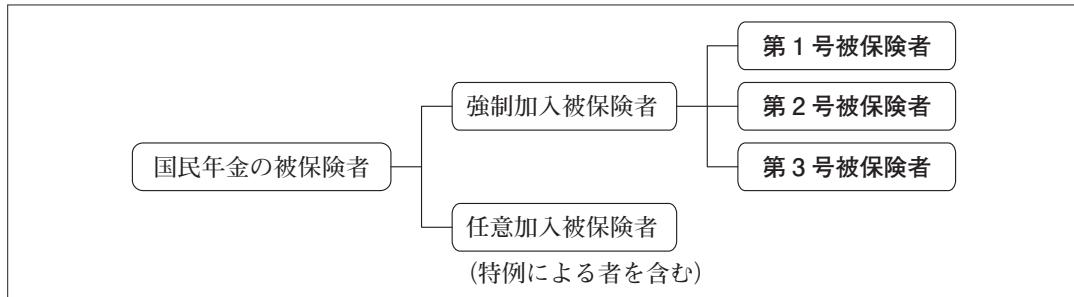
国民年金法において、「配偶者」、「夫」及び「妻」には、婚姻の届出をしていないが、**事実上婚姻関係と同様の事情にある者**を含むものとする。

法 5 条 7 項

5 被保険者

国民年金の被保険者は、法律上当然に（強制的に）被保険者となる強制加入被保険者と強制加入被保険者に該当しない一定の者からの任意の申出により被保険者となる任意加入被保険者に分けられる。具体的な種類は図表1-3の通りである。

●—図表1-3 被保険者の種類



1 強制加入被保険者

国民年金の強制加入被保険者は、第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者の3種類に分けられる。

(1) 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれにも該当しないもの（厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者[※]を除く。）

法7条1項1号

※ 「その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者」とは、「医療滞在ビザで滞在する者」や「観光・保養を目的とするロングステイビザで滞在する者」が該当する。
(3)第3号被保険者、②(1)①、②の任意加入被保険者及び③(1)①の特例の任意加入被保険者において同様である。

則1条の2



第1号被保険者となるためには、国内居住要件と年齢要件（20歳以上60歳未満）を満たすことが必要である。

(2) 第2号被保険者

法7条1項2号

法附則3条、厚年法附則4
条の3,1項、厚年令5条

厚生年金保険の被保険者

ただし、65歳以上の者にあっては、老齢厚生年金、老齢基礎年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定める給付の受給権を有しない被保険者に限る。



厚生年金保険の被保険者は、国民年金の第2号被保険者とされ、厚生年金保険制度と併せて2つの年金制度に加入することになる。また、厚生年金保険の被保険者については、民間被用者等である被保険者であるか公務員等である被保険者であるかを区別するための厚生年金保険における種別が、次の通り設けられている。

第1号厚生年金被保険者	下記以外の厚生年金保険の被保険者
第2号厚生年金被保険者	国家公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
第3号厚生年金被保険者	地方公務員共済組合の組合員たる厚生年金保険の被保険者
第4号厚生年金被保険者	私立学校教職員共済制度の加入者たる厚生年金保険の被保険者



- ・第2号被保険者は、国内居住要件は問われない。
- ・厚生年金保険の被保険者は、20歳未満又は60歳以上であっても第2号被保険者となるが、65歳以上の老齢厚生年金等の受給権者は第2号被保険者から除かれる。

(3) 第3号被保険者

法7条1項3号

第2号被保険者の配偶者（日本国内に住所を有する者又は外国において留学をする学生その他の日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者[※]に限る。）であって主として第2号被保険者の収入により生計を維持するもの（第2号被保険者である者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。以下「被扶養配偶者」という。）のうち20歳以上60歳未満のもの

※ 「日本国内に住所を有しないが渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者として厚生労働省令で定める者」は、次に掲げる者とされている。

- ① 外国において留学をする学生
- ② 外国に赴任する第2号被保険者に同行する者
- ③ 観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者
- ④ 第2号被保険者が外国に赴任している間に当該第2号被保険者との身分関係が生じた者であって、第2号に掲げる者と同等と認められるもの
- ⑤ 上記①～④に掲げる者のほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者

参考

被扶養配偶者の認定は健康保険法等における被扶養者の認定の取扱いを勘案して、機構が行う。

則1条の3

法7条2項
令4条

Advice

- ・第2号被保険者の20歳以上60歳未満の配偶者であっても、配偶者自身が自営業を営んでおり、被扶養配偶者として認定される基準を超える収入がある場合は第1号被保険者となる。また配偶者自身が厚生年金保険の被保険者等である場合には、その者は第2号被保険者となる。
- ・第1号被保険者の配偶者は、20歳以上60歳未満であっても第3号被保険者とならない（例えば、自営業を営んでいる者の妻は、専業主婦であっても第1号被保険者となる。）。
- ・厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる場合であっても、要件を満たしていれば第3号被保険者となる。

Point

- ・第3号被保険者となるためには、第2号被保険者による生計維持関係と年齢要件（20歳以上60歳未満）を満たすことが必要である。
- ・第1号被保険者、第2号被保険者及び第3号被保険者のいずれの者も国籍要件（日本国籍を有する者であること）は問われない。

2 任意加入被保険者

- (1) 次に掲げる者（第2号被保険者及び第3号被保険者を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。この申出により被保険者となった者を任意加入被保険者という。

法附則5条1項

- ① 日本国に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
- ② 日本国に住所を有する60歳以上65歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
- ③ 日本国籍を有する者その他の政令で定める者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満のもの

●—図表1-4 任意加入被保険者

	20歳	60歳	65歳	70歳
日本国内に住所を有する者	②(1)①の者	②(1)②の者	③(1)①の者	
日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない者		②(1)③の者	③(1)②の者	



上記①「日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者であって厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができるもの」は、第1号被保険者から除かれる者である。この者は、第1号被保険者とはならないが、任意加入被保険者となることができる。



- 20歳未満の者は、任意加入被保険者となることはできない。
- 日本国内に住所を有しない場合は、日本国籍を有することが要件となる。
- 特別支給の老齢厚生年金の支給を受けている60歳以上65歳未満の者も、要件を満たしていれば、任意加入被保険者となることができる。

法附則5条2項

- (2) 上記①①又は②に該当する者が任意加入の申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。



「口座振替納付」とは、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことをいう。

法92条の2



日本国内に住所を有する者が任意加入の申出を行おうとする場合には、原則として、口座振替納付の申出をしなければならない（後記③の者についても同様である。）。

- (3) 任意加入被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。

法附則5条4項

③ 任意加入被保険者の特例

- (1) 昭和40年4月1日以前に生まれた者であって、次のいずれかに該当するもの（第2号被保険者を除く。）は、厚生労働大臣に申し出て、被保険者となることができる。

ただし、その者が老齢基礎年金、厚生年金保険法による老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を有する場合は、この限りでない。

この申出により被保険者となった者をいわゆる特例による任意加入被保険者という。

- ① 日本国に住所を有する65歳以上70歳未満の者（国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者を除く。）
② 日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満のもの

(6) 法附則11条1項
(16) 法附則23条1項



前記②の任意加入は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていても、年金の増額を目的として任意加入することができるが、③のいわゆる特例による任意加入は、老齢基礎年金の受給権を取得することが目的のため、老齢基礎年金等の受給権を有していない者に限り任意加入することができる。

- | | |
|---------------|---|
| (6) 法附則11条2項 | (2) 前記(1)①に該当する者が任意加入の申出を行おうとする場合には、口座振替納付を希望する旨の申出又は口座振替納付による正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出を厚生労働大臣に対してしなければならない。 |
| (16) 法附則23条2項 | |
| (6) 法附則11条3項 | (3) 前記②(1)②、③に該当する任意加入被保険者（昭和40年4月1日以前生まれの者に限る。）が65歳に達した場合において、前記(1)のただし書にある老齢基礎年金等の受給権を有しないときは、特例による任意加入の申出があったものとみなす。 |
| (16) 法附則23条3項 | |
| (6) 法附則11条5項 | (4) 特例による任意加入被保険者は、いつでも、厚生労働大臣に申し出て、被保険者の資格を喪失することができる。 |
| (16) 法附則23条5項 | |



次の表は、任意加入被保険者と特例による任意加入被保険者の取扱いについて記載したものであるが、一通り学習が終わった後にもう一度確認してみよう。

【任意加入被保険者・特例任意加入被保険者の取扱い】

	任意加入被保険者	特例任意加入被保険者
付加保険料	納付できる	納付できない
産前産後期間に係る保険料免除		適用されない
保険料免除		適用されない
老齢基礎年金の支給繰上げ		できない

	任意加入被保険者としての被保険者期間	特例任意加入被保険者としての被保険者期間
死亡一時金の支給要件	第1号被保険者としての被保険者期間とみなされる	
寡婦年金の支給要件	第1号被保険者としての被保険者期間とみなされる	算入されない
脱退一時金の支給要件	第1号被保険者としての被保険者期間とみなされる	

6 資格の取得

1 強制加入被保険者の資格取得の時期

強制加入被保険者は、次の図表1-5に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を取得する。

●—図表1-5 強制加入被保険者の資格取得時期

	取得時期
	その日
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・20歳に達したとき ・日本国内に住所を有するに至ったとき ・厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者その他国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者でなくなったとき
第2号被保険者	・厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき
第3号被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・(20歳以上60歳未満の間において) 被扶養配偶者となったとき ・(被扶養配偶者が) 20歳に達したとき

《注》○○歳に達した日とは、誕生日の前日を指す。したがって、例えば、4月1日が誕生日の者は、3月31日が20歳に達した日となる。

2 任意加入被保険者（5②の任意加入被保険者）の資格取得の時期

前記5②(1)①、②の者については、厚生労働大臣に口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出をした日、③の者については、厚生労働大臣に任意加入の申出をした日に被保険者の資格を取得する。

法8条

3 65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者（5③の任意加入被保険者）の資格取得の時期

前記5③(1)①の者については、厚生労働大臣に口座振替納付を希望する旨又は口座振替納付によらない正当な事由がある場合として厚生労働省令で定める場合に該当する旨の申出をした日、②の者については、厚生労働大臣に任意加入の申出をした日に被保

法附則5条3項

5②参照

(6)法附則11条4項

(16)法附則23条4項

5③参照

險者の資格を取得する。また、5(3)(3)により特例による任意加入の申出があったものとみなされた者については、65歳に達した日に被保険者の資格を取得する。

7 資格の喪失

1 強制加入被保険者の資格喪失の時期

法9条

法附則4条

強制加入被保険者は、次の図表1-6に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日の翌日又は該当するに至った日に、被保険者の資格を喪失する。

●—図表1-6 強制加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期	
	翌日	その日
第1号被保険者	<ul style="list-style-type: none">・死亡したとき・日本国内に住所を有しなくなったとき・国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき	<ul style="list-style-type: none">・60歳に達したとき・厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者となったとき・日本国内に住所を有しなくなった日に更に第2号被保険者又は第3号被保険者となったとき
第2号被保険者	<ul style="list-style-type: none">・死亡したとき	<ul style="list-style-type: none">・厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したとき（第1号被保険者又は第3号被保険者に該当するときは種別の変更。）・65歳に達したとき（ただし、老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付の受給権を有する場合に限る。）
第3号被保険者	<ul style="list-style-type: none">・死亡したとき・被扶養配偶者でなくなったとき[*] (第1号被保険者又は第2号被保険者に該当するときは種別の変更。)	<ul style="list-style-type: none">・60歳に達したとき

※「第2号被保険者の配偶者でなくなったとき」や「日本国内に住所を有しなくなり日本国内に生活の基礎があると認められる者でなくなったとき」等は、「被扶養配偶者」でなくなるため、原則として、その日の翌日に被保険者の資格を喪失する。



例えば、第2号被保険者が会社を退職し、第1号被保険者に該当する場合のように、被保険者資格の喪失を伴わず、強制被保険者の種別の間で変更が行われることを、「種別の変更」という。

2 任意加入被保険者（5②の任意加入被保険者）の資格喪失の時期

（5②の）任意加入被保険者は、次の図表1－7に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日の翌日又は該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を喪失する。

法附則5条5～8項

●——図表1－7 (5|2)の) 任意加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期	
	翌日	その日
共通	・死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳に達したとき ・厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき ・厚生労働大臣に対する資格喪失の申出が受理されたとき ・老齢基礎年金が、満額支給されるための期間を満たしたとき*
日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満で厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる任意加入被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有しなくなったとき ・保険料を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないとき ・国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有しなくなった日に更に被保険者の資格を取得したとき ・厚生年金保険法に基づく老齢給付等を受けることができる者でなくなったとき ・被扶養配偶者となったとき
日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の任意加入被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有しなくなったとき ・保険料を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないとき ・国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有しなくなった日に更に被保険者の資格を取得したとき
日本国籍を有する者であって、日本国内に住所を有しない20歳以上65歳未満の任意加入被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ・日本国内に住所を有するに至ったとき ・保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・左欄に掲げる事実があった日に更に被保険者の資格を取得したとき ・被扶養配偶者となったとき (60歳未満であるときに限る。)

※法第27条各号に掲げる月数 (第3章第2節2|2の①～⑧の月数) を合算した月数が480に達したとき



将来受給できる老齢基礎年金の額を増やすために国民年金に任意加入している者について、保険料納付済期間等の月数を合算した月数が480に達したことにより、満額の老齢基礎年金を受給するための期間を満たすこととなったときは、その月数を超えて保険料を納める必要はなくなるため、その者からの申出の有無にかかわらず、その日に任意加入被保険者の資格を喪失することとされている。

③ 65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者 (⑤③の任意加入被保険者) の資格喪失の時期

65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者は、次の図表1-8に掲げる事由のいずれかに該当するに至った日の翌日又は該当するに至った日に、それぞれ被保険者の資格を喪失する。

(6) 法附則11条6~8項

(16) 法附則23条6~8項

●—図表1-8 65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者の資格喪失時期

	喪失時期	
	翌日	その日
共通	<ul style="list-style-type: none"> 死亡したとき 老齢基礎年金、老齢厚生年金その他の老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であって政令で定める給付の受給権を取得したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生年金保険の被保険者の資格を取得したとき 70歳に達したとき 厚生労働大臣に対する資格喪失の申出が受理されたとき
日本国内に住所を有する65歳以上70歳未満の任意加入被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住所を有しなくなったとき 保険料を滞納し、督促状の指定期限までに、その保険料を納付しないとき 国民年金法の適用を除外すべき特別の理由がある者として厚生労働省令で定める者となつたとき 	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住所を有しなくなった日に更に被保険者の資格を取得したとき
日本国籍を有する者であつて、日本国内に住所を有しない65歳以上70歳未満の任意加入被保険者	<ul style="list-style-type: none"> 日本国内に住所を有するに至ったとき 日本国籍を有しなくなったとき 保険料を滞納し、その後、保険料を納付することなく2年間が経過したとき 	<ul style="list-style-type: none"> 左欄に掲げる事実があつた日に更に被保険者の資格を取得したとき



保険料を滞納した場合の資格喪失時期について、日本国内に住所を有する任意加入被保険者と日本国内に住所を有しない任意加入被保険者とでは取扱いが異なる。

8 被保険者期間の計算と種別の変更

1 被保険者期間の計算

法11条1項

- (1) 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

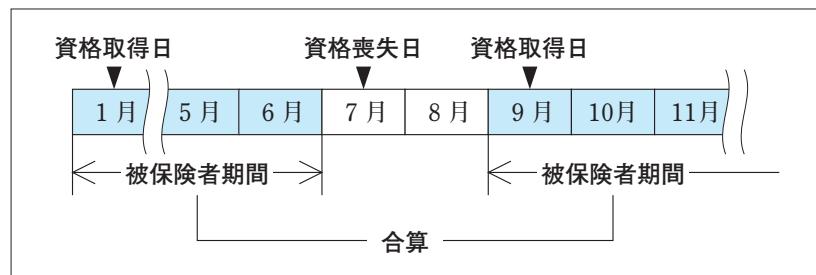
法11条2項

- (2) 被保険者がその資格を取得した日の属する月にその資格を喪失した場合には、その月を1箇月として被保険者期間に算入する。ただし、その月にさらに被保険者の資格を取得したときは、後の資格取得についての期間のみを1箇月の被保険者期間として算入する。

法11条3項

- (3) 被保険者の資格を喪失した後、さらにその資格を取得した者については、前後の被保険者期間を合算する。

●—図表1-9 被保険者期間の計算

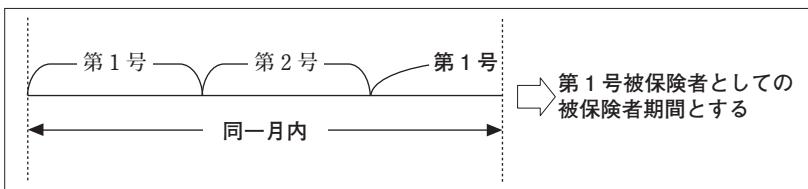


2 種別の変更

法11条の2

- 被保険者の種別（第1号被保険者、第2号被保険者又は第3号被保険者のいずれであるかの区別）に変更があった月は、変更後の種別の被保険者であった月とみなし、同一月に2回以上の種別の変更があったときは、その月は最後の種別の被保険者であった月とみなして被保険者期間を計算する。

●——図表1-10 種別の変更



9 国民年金原簿

厚生労働大臣は、国民年金原簿を備え、これに被保険者（第2号被保険者のうち第2号厚生年金被保険者、第3号厚生年金被保険者又は第4号厚生年金被保険者であるものを除く。）の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況、基礎年金番号その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする。



＜訂正の請求等＞

(1) 訂正の請求

被保険者又は被保険者であった者は、国民年金原簿に記録された自己に係る特定国民年金原簿記録（被保険者の資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項の内容をいう。以下同じ。）が事実でない、又は国民年金原簿に自己に係る特定国民年金原簿記録が記録されていないと思料するときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、国民年金原簿の訂正の請求をすることができる。

(2) 訂正請求に対する措置

厚生労働大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をする旨を決定しなければならない。また、厚生労働大臣は、当該訂正をする旨の決定をする場合を除き、訂正請求に係る国民年金原簿の訂正をしない旨を決定しなければならない。

法14条

法附則7条の5, 1項

法14条の2

法14条の4, 1項、2項

第1章 演習問題

次の記述のうち、正しいものには○、誤っているものには×を記入せよ。

1. 日本国内に住所を有さない者は、第1号被保険者となることはない。
2. 16歳の者は、第2号被保険者となることはない。
3. 18歳で第2号被保険者と婚姻をして専業主婦となった者は、第3号被保険者となる。
4. 第1号被保険者が、60歳に達したときは、その日に被保険者の資格を喪失する。
5. 被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した日の属する月から、その資格を喪失した日の属する月の前月までをこれに算入する。

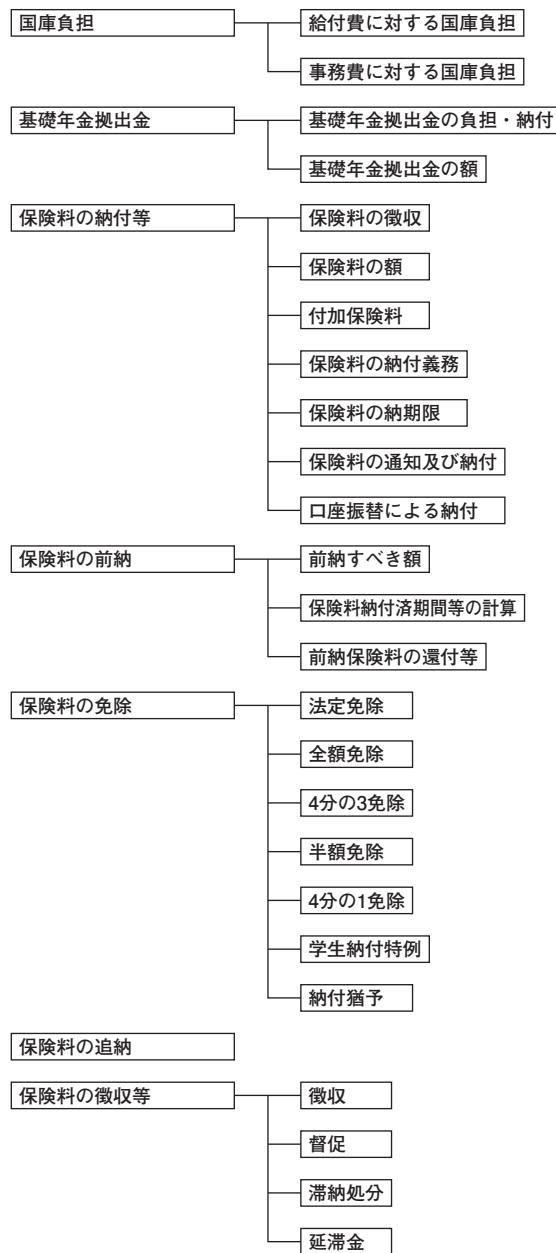
〔解答解説〕

1. ○ 法7条1項1号。設問の通り正しい。
2. × 法7条1項2号、法附則3条。設問のように20歳未満の者であっても、厚生年金保険の被保険者である場合は、第2号被保険者となる。
3. × 法7条1項3号。20歳未満の者は、第3号被保険者とならない。
4. ○ 法9条3号。設問の通り正しい。
5. ○ 法11条1項。設問の通り正しい。

第2章

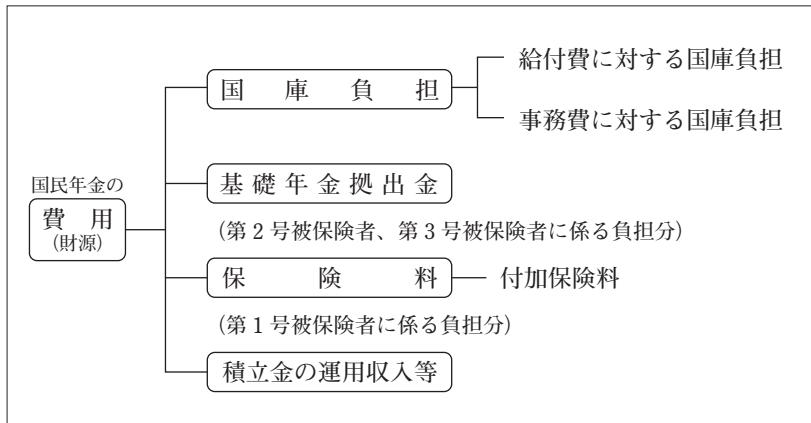
費用

学習内容



国民年金制度は、国民の共同連帯を基調とする社会保障制度であり、この事業運営に必要な費用は、国庫負担、政府及び実施機関からの基礎年金拠出金、第1号被保険者の保険料及び積立金の運用収入等で賄われている。

●――図表2-1 国民年金の財源



1 国庫負担

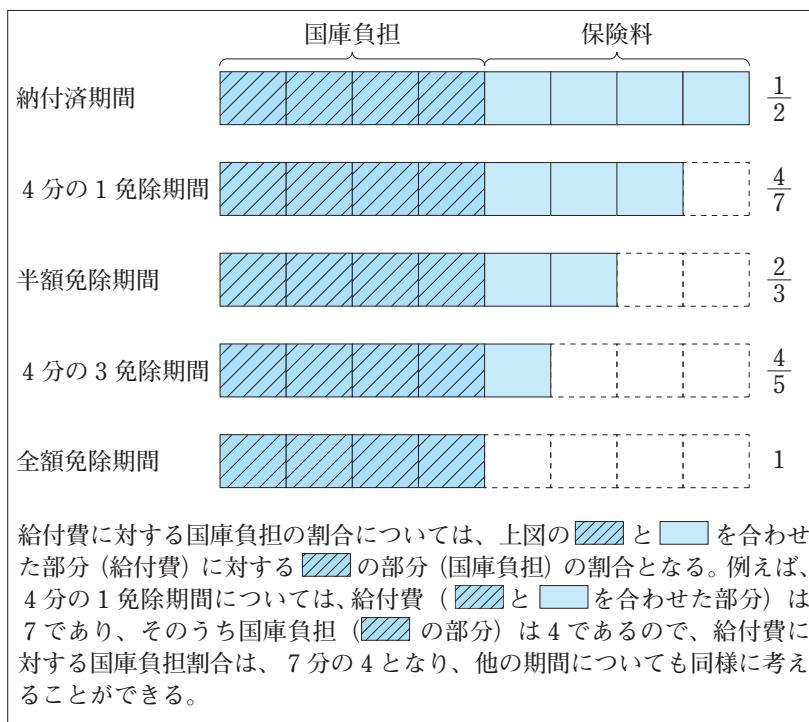
1 納付費に対する国庫負担

法85条1項
国庫は、基礎年金の給付費については、次に掲げる割合を負担することとされている。

給付費の種類	国庫負担割合
原則（下記以外の基礎年金の給付費）	2分の1
保険料4分の1免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	7分の4
保険料半額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	3分の2
保険料4分の3免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	5分の4
保険料全額免除期間に係る老齢基礎年金の給付費	1（全額）
20歳前傷病による障害基礎年金の給付費	10分の6

- ※1 それぞれの保険料免除期間の月数が、上限（480から保険料納付済期間等の月数を控除して得た月数）を超える場合には、その超える月数については国庫負担の対象とされない。
- ※2 学生納付特例期間及び納付猶予期間については、給付の対象とされない（年金額に反映されない）ため上記の保険料全額免除期間から除かれる（つまり、国庫負担は行われない。）。

●——図表2-2 納付費に対する国庫負担割合



2 事務費に対する国庫負担

国庫は、毎年度、**予算の範囲内**で、国民年金事業の事務の執行に要する費用を負担する。

法85条2項



<事務費の交付>

政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長が国民年金法又は国民年金法に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

法86条

2 基礎年金拠出金

1 基礎年金拠出金の負担・納付

厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用のうち第2号被保険者及び第3号被保険者の負担分を基礎年金拠出金として負担・納付している。

法94条の2,1項

(1) 厚生年金保険の実施者たる政府は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を負担する。

法94条の2,2項

(2) 実施機関たる共済組合等は、毎年度、基礎年金の給付に要する費用に充てるため、基礎年金拠出金を納付する。

法94条の2,3項

*第6章1②参照

(3) 「財政の現況及び見通し^{*}」が作成されるときは、厚生労働大臣は、厚生年金保険の実施者たる政府が負担し、又は実施機関たる共済組合等が納付すべき基礎年金拠出金について、その将来にわたる予想額を算定するものとする。

2 基礎年金拠出金の額

法94条の3

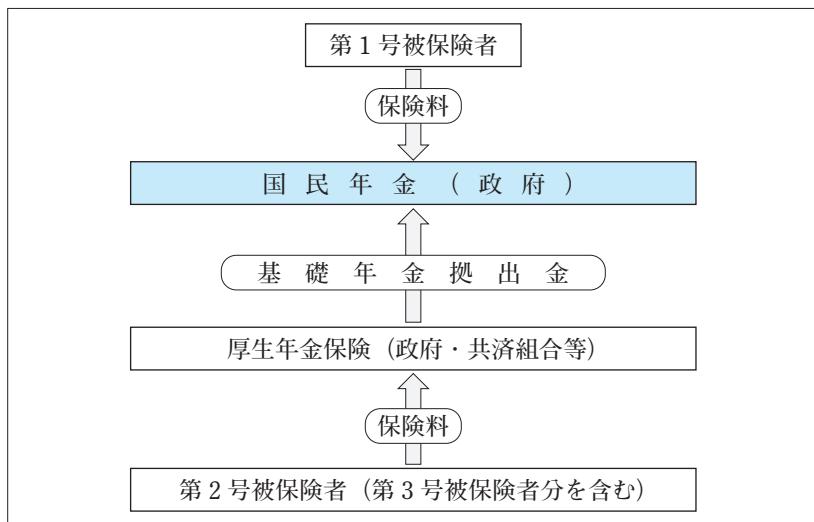
基礎年金拠出金の額は、保険料・拠出金算定対象額に当該年度における被保険者の総数に対する当該年度における当該政府及び実施機関に係る被保険者である第2号被保険者及びその被扶養配偶者である第3号被保険者の合計数の比率に相当するものとして毎年政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額とする。

$$\text{基礎年金拠出金の額} = \text{保険料・拠出金算定対象額} \times \frac{\text{第2号・第3号被保険者数}}{\text{国民年金の被保険者数}}$$

令11条の3

※ 被保険者数の算定に当たっては、第1号被保険者については保険料納付者（保険料納付済期間、保険料4分の1免除期間、保険料半額免除期間又は保険料4分の3免除期間を有する者）、第2号被保険者については20歳以上60歳未満の者、第3号被保険者についてはすべての者を基礎とすることとされている。

●——図表2-3 基礎年金拠出金



3 保険料の納付等

1 保険料の徴収

- (1) 政府は、国民年金事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収する。法87条1項
- (2) 保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。法87条2項

2 保険料の額

(1) 保険料の額

保険料の額は、17,000円に保険料改定率を乗じて得た額（その額に5円未満の端数が生じたときには、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数が生じたときは、これを10円に切り上げる。）とする。法87条3項

(2) 保険料改定率

法87条5項

保険料改定率は、毎年度、当該年度の前年度の保険料改定率に名目賃金変動率を乗じて得た率を基準として改定する。

参考

名目賃金変動率とは、当該年度から一定期間さかのぼった過去における物価指数や、厚生年金保険の被保険者に係る標準報酬平均額の対比を基準に算定される率をいう。

名目賃金変動率＝当該年度の初日の属する年の2年前の物価変動率×
当該年度の初日の属する年の4年前の年度の実質
賃金変動率（3年前から5年前のものの3年平均）

3 付加保険料

法87条の2,1項

法附則5条10項

*保険料の免除について
は5で学習する

独立行政法人農業者年金基金法17条

法87条の2,2項
*追納については6で学
習する

(2) 付加保険料の額＝400円（月額）

(3) 前記2の保険料を納付した月（追納の規定により保険料が納付されたものとみなされた月を除く。）又は後記4(3)の産前産後期間の保険料免除の規定により納付することを要しないものとされた保険料に係る期間の各月についてのみ付加保険料は納付できる。

参考

・第1号被保険者のうち農業者年金の被保険者であって付加保険料の納付が可能なものは、希望の有無にかかわらず、付加保険料を納付しなければならない。

・4(3)の産前産後期間に係る保険料免除は、他の保険料免除とは異なり、所得の有無にかかわらず保険料の負担を免除するものであることから、当該期間についても付加保険料を納付することができる。

- (4) 付加保険料を納付する者となったものは、いつでも厚生労働大臣に申し出て、付加保険料を納付する者でなくなることができる。

この申出をした場合には、申出をした日の属する月の前月以後の各月に係る保険料〔既に納付されたもの及び前納されたもの（国民年金基金の加入員となった日の属する月以後の各月に係るもの）を除く。〕につき、付加保険料を納付する者でなくなる。

- (5) 付加保険料を納付する者となったものが、国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に、上記(4)の申出をしたものとみなされる。



・国民年金基金の加入員となったときは、その加入員となった日に上記(4)の申出をしたものとみなされ、加入員となった日の属する月の前月以後の各月に係る付加保険料について付加保険料を納付する者でなくなる。また、既に付加保険料を納付又は前納した者が国民年金基金の加入員となったときは、加入員となった日の属する月以後の各月に係る付加保険料については、既に納付又は前納したものも含め、付加保険料を納付する者でなくなる。



- ・65歳以上70歳未満の特例による任意加入被保険者は、付加保険料を納付することができない。
- ・第2号被保険者及び第3号被保険者は、付加保険料を納付することができない。

法87条の2, 4項

(6) 法附則11条10項
(16) 法附則23条10項

4 保険料の納付義務

(1) 原則

第1号被保険者（任意加入被保険者を含む。）は、保険料を納付しなければならない。

(2) 連帯納付義務

世帯主はその世帯に属する被保険者の保険料を、配偶者の方は被保険者たる他方の保険料を、それぞれ連帯し納付する義務を負う。

法88条1項

法88条2項、3項

	(3) 第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除
法88条の2 則73条の6	被保険者は、出産の予定日（産前産後期間の保険料免除の届出前に出産した場合にあっては、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合においては、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料は、納付することを要しない。
法94条の6	 Advice <ul style="list-style-type: none"> 第2号被保険者及び第3号被保険者については、これらの者に係る基礎年金の費用負担が第2号被保険者に係る政府及び実施機関から基礎年金拠出金の負担・納付を通して行われているため、個人として国民年金の保険料を納付することは要しない。 任意加入被保険者については、第1号被保険者の産前産後期間の保険料免除の規定を適用しない。
法附則5条11項 (6)法附則11条11項 (16)法附則23条11項	
法91条	<h2>5 保険料の納期限</h2> <p>毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければならない。</p>
法92条1項	<h2>6 保険料の通知及び納付</h2> <p>(1) 厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。</p> <p>(2) 被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合は、この限りではない。</p>
令6条の13	
法92条の2 *第1章52(語句)参照	<h2>7 口座振替による納付</h2> <p>厚生労働大臣は、被保険者から、保険料について、口座振替納付[*]を希望する旨の申出があった場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。</p>